

レンタル約款

当社はこの約款に定める賃貸清掃機器（以下「レンタル機」とする）を借受人（以下「借主」とする）に貸し渡すものとし、借主はこれを借り受けるものとします。

（レンタル料金）

1. レンタル料金は当社の設定した料金に基づき請求します。
2. レンタル料金には、運搬料金及び、燃料費等は含まれていません。
3. レンタル機の搬出搬入費用及び、使用に伴う燃料費等は借主の負担とします。
4. レンタル料金は、取引口座が無い場合は原則現金前払いにて申し受けます。

（レンタル期間）

1. レンタル期間は、当社の基地からレンタル機が搬出された日から返還された日までとします。

（レンタル延長）

1. レンタル期間を延長する場合は、必ず事前に当社へ連絡するものとします。
2. レンタル機に使用予約が入っている場合は、当社はレンタル延長の申し出を断れることとします。
3. 無断で返却予定日を超過した場合は、日単価にて超過分を倍額加算とします。

（責任義務）

1. 借主は、貸出中のレンタル機については善良な管理者として、これを使用、保管する義務を負い、不当な方法で使用したり、無断で第三者に貸与、交付したりすることは出来ません。
2. レンタル機の故障等で生じる借主の損失（休業補償・商業損失・人件費・材料費等）は借主の負担でお願いします。故障したレンタル機のレンタル料のみ貸主の負担とします。
3. 貸出中のレンタル機の破損及び故障の際は、借主は直ちに当社へ連絡する事とします。
4. 使用上の不注意、又は故意的破損、盗難紛失についての実費は借主の負担とします。
5. 貸出中のレンタル機の消耗品（洗剤・パット等）に関して、レンタル機には含まない事とし、消耗品（洗剤・パット等）が必要な場合は購入する事とします。

（搬出・返還）

1. レンタル機の貸出・返却は原則として当社の基地内で行います。
2. レンタル機の搬出・返還は当社の営業時間内である 8 時 30 分～17 時 30 分とします。
3. 当社の基地にレンタル機を受け取りに来られる方は、レンタル機を安全に運搬することのできる移動手段を用意してください。また、これを怠った場合、当社は借主に対して賃貸を断ることができるものとします。
4. 返却時に破損、汚損、欠品等が認められる場合、借主の責任において原状に復するか、または借主はその費用（修理費、清掃費等）を貸主に支払う

（修理）

1. レンタル機の賃貸中に修理が発生した場合は直ちに修理ができないので、代替レンタル機がある場合は当社にて交換します。

（途中解約）

1. 3 カ月以上の長期レンタルにおいて、レンタル期間内での途中解約をする場合は、1 ヶ月前より当社へ書面にて連絡してください。その際のレンタル費用は日割り計算とします。
ただし新品レンタルプランの場合途中解約は出来ない事とします。

（契約解除）

1. 約款で定められたことが守れない場合、当社は借主に催告をせずに契約を解除することができます。

（その他）

1. 上記以外の契約事項については、契約時に話し合いによって詳しく取り決めます。